

コロナ禍の努力が報われる春闘を!

インフレに勝つ賃金の実現を!

運賃改定後の今こそ

2023年2月3日(金)4日(土)の7時と11時に計4回の明番集会を行い、計86人の組合員が参加しました。

《委員長挨拶》

今回、3年ぶりに対面で明番集会を開催できることが嬉しいです。コロナ禍の3年間、乗務員の皆さん是最前線で頑張ってきました。ようやく稼働率が8割近くに戻っていました。また昨年11月に行われた運賃改定の影響がどうなるか心配していましたが、値上げの時期が良かったためか、幸い年明けも乗り控えがあったという報告はありません。今春闘要求を決める大切な明番集会です。組合員の皆さんのが意見し要望を出す正式な機会です。活発な議論をお願いします。



48期第1回
明番集会

東洋交通労働組合
第1回明番集会



い。現在スマ配は任意なので、地理に慣れて余裕ができたらスマ配を活用してください。

・「配車強化月間」とうたつて休みにく

い雰囲気を作るのはいかがなものか。

→会社は稼働率を上げるために「出勤のお願い」はします。もし休ませない等の対応があれば報告してください。

・駐車棟が暗く、傷チエックがやりにく

い。現在スマ配は任意なので、地理に慣れて余裕ができたらスマ配を活用してください。

↓個人的には1500円程度が妥当と考えるが難しいと思いません。まずは胸を張つて有資格者と言えるように日々頑張りましょう。

・4回目のコロナワクチン職域接種がないのはなぜか?

↓個人的には1500円程度が妥当と考えるが難しいと思いません。まずは胸を張つて有資格者と言えるように日々頑張りましょう。

・4回目のコロナワクチン職域接種がないのはなぜか?

↓個人的には1500円程度が妥当と考えるが難しいと思いません。まずは胸を張つて有資格者と言えるように日々頑張りましょう。

・新しい職員を入れたのであれば紹介してほしい。

○2022秋闘結果
→会社としては稼働率を上げないか?
・「公出併用」を通年適用でき
ないか?

・1) 有資格者にはふさわしい時給とはどの程度の想定か?

《組合員からの意見・要望》

◎2023春闘(案)

- ・「通勤手当の実費支給」はゼロ回答が続いているが、組合の見解を聞きたい。
- ↓会社の負担が増えるため、慎重に交渉すべきと考えています。
- ・今回の要求(案)で特に重視する点はどこか?
- ↓運賃改定後、売上が上がっている状態なので、能率給に影響する部分を重視しています。

○2022秋闘結果

・1) 有資格者にはふさわしい時給とはどの程度の想定か?

・「公出併用」を通年適用でき

ないか?

・1) 有資格者にはふさわしい時給とはどの程度の想定か?



第1回中央委員会

2023春闘要求(案)を審議

2023年2月19日(日)9時~

時~第1回中央委員会を開催しました。議長には山田賢和氏(5926)、書記には岡本達也(6034)が選任され、出席15名、欠席3名、委任状3通により、中央委員会が成立していることを宣言しました。

《委員長挨拶》

先日の明番集会では春闘に直

結するような意見は提案されませんでした。他社とはそもそも基本給等の前提条件が異なるので一概に比較はできなが、参考にすべき部分は取り入れて、より良い労働条件になるよう、今春闘も交渉に臨みます。我々はコロナ禍にほとんど休業せず、足切りも下げずに耐え抜いてきました。売上が戻りつつある今こそ、乗務員に対して会社は誠意を見せる時ではないでしょうか。これからは利益を求めるだけでなく、乗務員を大切にする会社が生き残っていくでしょう。

日本交通G連絡協議会

日本交通グループ連絡協議会
2023年2月11日(土)日本交

通銀座営業所大会議室にて開催さ

れました。講師に日交労の藤田書

記長を迎えて、タクシーエンジニアの心得とし労組の役割と権利・義務について、また法律的な基礎知識についての有意義な講演を頂きました。

独自に集約した日本交通グループ連絡協議会に参加する各会社の労働条件調査書を基に、これから始まる春闘交渉に役立てて少しでも同じ桜にNのもので働く仲間が平等に近づけるよう、闘うこと確認しました。



◎2023春闘(案)

明番集会で出された意見・質問と重複する内容なので割愛します。全会一致で要求案



が可決しました。

「スト権投票」を実施します！

「スト権投票」とは、多数の組合員が会社に対し「ストライキを構える覚悟で春闘を闘う」という意志を示すものです。

1. 「スト権投票用紙」に賛成であれば「○」反対であれば「×」を無記名で記入。
2. 用紙は組合事務所に取りに来るか、各点呼時に組合役員から受け取り「投票箱」に投函。

※組合事務所下の赤いポストには入れないでください。

日本国憲法第28条で労働者を守る最終手段として「団体行動権」が保障されています。これは会社に不当な賃金や職場環境で搾取されないよう、労働者に認められている正当な権利です。

しかし組合規則第27条で争議行為（ストライキ）は組合員の過半数以上の賛成がないと実行できないと定められています。したがって組合員の皆様は「スト権投票」で「スト権の確立」に協力してください。

「一丸となって」耐え忍んでいるだけでは労働環境改善は実現できません。組合員であれば必ず投票し、「一丸となって闘いましょう！」

また春闘バッジが配布されたら、共に闘っている証として制服に着用をお願いします。



マスクはいつまで？

③ 3月13日より社内（室内外問わず）におけるマスク着用は任意とする。

④ 乗務員は点呼時のみマスク着用とする。



今後のマスク着用について日本交通より通達が出されました。「3月1日3日より屋内外問わずマスク着用を個人の判断とする」という政府からの指針が出されました。①引き続き乗務中のマスク着用をする。②お客様のマスク着用は義務とする。

詳細は会社内に掲示してある「マスク着用方針」をお読みください。



春闘要求書提出

2023年2月23日(木)、菊池委員長が木塚所長に「2023春闘要求書」を手渡して、第1回団体交渉を行いました。

